

京都市告示第438号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年11月20日

京都市長 門川大作

道路の種類            市道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
梅津緯4号線	右京区梅津坂本町24番地の9地先内	旧	メートル 3.00	メートル 3.80 ~ 6.70
		新	3.00	4.50 ~ 8.80
太秦緯179号線	右京区太秦袴田町7番地の23地先内	旧	2.50	6.70 ~ 9.70
		新	2.50	9.00 ~ 9.70

(建設局土木管理部道路明示課)